

幼児と都市計画

井 上 孝

昭和三五年度の国勢調査によるわがくにの総人口は、九三四一万である。この年の国勢調査では、人口集中地区の人口調査が同時に実施された。人口集中地区とは、平方キロ毎当り四〇〇人以上の人口密度の地区で、一か所に五〇〇人以上が集中している地区を基準としている。これを市街地と考えてもよいと思う。このような人口集中地区内の人口は、昭和三五年で、四〇八二万であり、人口集中地区の面積は、三八六五平方キロ毎である。これにより全国人口の四三%が国土の一%に集中して住んでいることになる。国土のわずか一%の土地、これがさまざまな問題をほらんでいる市街地なのである。

わが国の人口は、不断に、農村より都市に流入する傾向にある。その原因や対策はしばらくおき、かくして将来、市街地人口の増加

の結果は、今後一五年後には、全国人口の約七〇%の七五〇〇万人が市街地に住むことになるかと推定される。そのため、この一五か年間に、現在程度の面積の市街地を新たに造成しなければならぬこととなる。かくして造成される市街地が、永く将来にわたって、わがくにの都市生活の基盤となるのである。この意味において、わがくにの町造りは、今後一〇年ないし二〇年が勝負であるといふべきであろう。

さて、現在四〇〇〇余万の市街地人口のうち、幼児の数を考えて見よう。幼児を、法律の定義するように、乳児以上小学校入学までとするとそれは全国人口の八・五%にあたるから、これを同じ割合で市街地人口にあてはめると、約三四〇万となる。また、将来の市街地人口七五〇〇万にあてはめると、六三七万となる。すなわち、現在市街地に住む幼児三四〇万、将来の六三七万について、都市計

画としては何をなすべきか。これが、幼児と都市計画の問題である。

二

都市計画といえ、世間的には、すべての都市問題が多かれ少なかれ都市計画に関連しており、都市計画の責任であるように考えられがちである、しかし、都市計画とは、専門家の間では、一般に、フィジカル・プランニングをきすのだといわれている。都市計画をここでいうように、フィジカルなもの、すなわち、形のある計画、あるいは具体的な施設の計画を中心としてみると、同じ都市問題を扱う計画の分野でも、形のあるものではない別の性格の計画活動が存在することに気がつく。経済計画といわれるものと、社会計画といわれるものが、それである。最近やかましくいわれる都市公害の問題も、経済計画に対して社会計画の伴わない結果であるといえよう。

経済的な繁栄は、社会にとって必須の条件であろうが、それに伴って社会計画がしだいに重視されて、よりよい社会を作ろうとするのが現在の傾向である。

フィジカル・プランニングを担当する都市計画の立場は、これらの見方によっては相反する要素を内蔵する経済計画と社会計画を総合調整した、具体的な形の計画にほんやくすることである。

幼児のための都市計画について考えると、これは多分に社会計画を主とした都市計画であって、経済計画の要素は極めて少い。幼児

は、都市生活のなかで、いかに取り扱われるべきかを十分に考察して、この取り扱いを純粹に形の上で実現する都市計画のケースということができよう。

ところで、都市の建設は、前述の都市公害にもあらわれているように、従来ややもすれば、経済計画の要請を主として、社会計画の要請にまでは応じ切れないのが実情で、ようやく、よい社会を作るための都市計画の発言が認められはじめた段階である。このような情勢であるので、純粹に社会計画の立場から幼児の取り扱いについて注文を出しても、都市計画として充分なことができず、都市計画の怠慢として批判されることとなるのである。

三

幼児の生活は、家庭を中心としたもので、家庭の外への社会的なひろがりには従である。かれらは、通学や通勤もしなければ、ショッピングもしない。近所での幼児どうしのおそび、母親についての外出、幼稚園への往復、いわば、閉じられた家庭とその周辺がかれらの世界である。それでもなおかつ、かれらなりに、家庭の外への社会的なひろがり方を、かれらの生活は持っている。この幼児の社会的なひろがり方をどのように受けとめ、大人の社会にどのようにはめこむかが、都市計画の仕事である。

実は、大人の社会にもこのような都市計画的な受けとめ方のルー

ルがある。単に、個々の家がたくさんよって市街地になるだけでなく、これらの家の集め方に一つのルールが存在する。二〇世紀の都市計画の分野での新しい理念の一つである近隣住区 (Neighbourhood Unit) の考え方がそれである。

近隣住区の定義は、一つの小学校を中心とする人口約一万の集団市街地で、幹線道路は、この市街地の内部を貫通せず、その周辺に配置されており、このまとまった市街地は、自動車による通過交通より守られている。小学校や、商店街や、公園などのような地区内住民の日常生活に必要な公共施設は、利用し易いように配置されている。このようにして、このなかに住む人々は、一つのまとまった隣保意識をもち、社会生活を楽しむことができる。このような住区を単位として、その単位が集合して一つの都市を構成することになる。これが近隣住区の考え方である。

この考え方は、自然発展による都市生活の本来の姿を示すものであるが、計画的に市街地を造成する場合に、その指針としてこの考え方が採用されているのである。わがくにのいわゆる団地住宅にもこの考え方が取り入れられているし、海外では、イギリス・オランダ・アメリカなどの自由陣営の諸国でも、ソ連やポーランドのような社会主義国家でも、この形の上での原則はほとんど変わらない。近隣住区の原則に従って市街地を建設することは、世界の都市計画上の一つの行き方であるということができる。二〇世紀になってこの

ような原則が確立されたのは、市街地を計画的に実現する実例が今世紀になって多くなったためである。

四

幼児に対する都市計画の配慮は、こうした全体の住宅地の組立の原則のなかで処理されなければならない。この場合には、幼児の生活のうち、社会生活的なものがその対象になることはいうまでもない。そのような対象のうち、中心をなすのは、幼児のあそび場を提供すべき幼児公園であろう。都市公園法では、もっぱら児童の利用に供することを目的とする施設として児童公園を規定しており、これとさらに、幼児のための公園について規定していない。

幼年とは、文部省の学校体育指導要綱では、五才以下、前記都市計画標準では学令前としており、幼児のための公園とは、小学校入学までの児童を対象とする公園ということができよう。

幼児公園を中心として考えると、これらの公園をどのように整備するか、どのような遊び道具を備えるかということにより、どれだけ幅広い幼児公園を、どれだけ距離に配置するかという位置の問題が、都市計画としてははるかに重大であると考えられる。

都市公園法では上述のように近隣住区の公園として、少年及びそれ以上の年令用の近隣公園と、幼年の利用を主体とした児童公園とを定めており、児童公園は一種類のみで、幼児公園は行政上取り扱

いがむずかしいとの観点から、これはずしてゐる。都市公園法以前に用いられた都市計画標準では、近隣公園のほかに、児童公園をさらに、少年・幼年・幼児の三種に分類しているが、これについては、計画のきめを細かくすることからいへば、このような区分が望ましいとされるし、誘致距離が幼児と幼年ですでに違うことを考えると、公園の配置上から、このような区分が必要であることがわかる。

幼児を対象とするいわゆる幼児のあそび場の計画標準は、建設省の都市計画標準（一九三三年）では三〇〇平方尺から二〇〇〇平方尺のものを誘致距離二五〇尺から五〇〇尺を基準として配置するように定めている。厚生省の標準（一九四〇年）では一七〇〇平方尺から二五〇〇平方尺のものを、三〇〇尺の距離で設けることを定めている。同地を多く下がけている日本住宅公団の基準（一九六〇年）では、二〇〇平方尺から三〇〇平方尺のものを、六〇尺から一〇〇尺の誘致距離で配置するようにしている。戦後の考え方は、小さいものを身近かたという考え方であろう。都市公園法では幼児一人当たり六平方尺とし、同時に総幼児数の三分の一が利用できることを目安としている。外国の例も、千差万別であるが、一人当たり六平方尺前後の広さで、距離については明示せず、住宅地の同一ブロック内に設けることを規定している。

幼児公園はそれ自体、単独で設けられる場合のほか、児童公園に併置される場合も多い。近隣住区を中心に小学校をおき、小学校の

南側に児童公園をおき、幼児の施設をこれに併置するのが一般的な手法であろう。わがくにでも、関東大震災後の東京下町の復興計画以来この手法がとりあげられている。

幼児公園が、比較的小面積で、住宅地の各ブロック毎に設けられる傾向は、自動車に対する顧慮からであろう。厚生省の児童福祉白書によると、一―五才の幼児の事故定の五二％は溺死であり、二二％は自動車事故によるものである。

追記——幼児の生活において「遊び」の占める割合は極めて大きい。その「遊び」のため、社会として考えなければならぬものの一つが、幼児のための公園施設であろう。この分野の研究調査をとりまとめたものが最近上梓されている。それは、児童施設研究全編、「子どものあそびば——計画・設計のすべて」で、児童公園に対する理想と具体的な実例を系統的に集大成しており、おそらく、本誌の読者のなかにも、この研究に参加された人々がおられることと思う。幼児教育の立場から、このような施設のあり方について積極的な注文が出され、それを総合的にとりあげて、具体的な施設計画に実現してゆく、またその計画に対してさらに進んだ注文が出される。このプロセスの一段階として、本資料は大きな意義をもつてであろう。本資料は、東京都千代田区平河町二の九 都市計画協会にて頒布している。

― 一部一二〇〇円送料別 ―

（建設省都市局）